

○財務省告示第百十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、平成二十六年度における輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項に規定する輸入基準数量は、平成二十六年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

六	五	四	三	二	一	関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入基準数量
一一トン	一、五六七トン	三三、二四〇トン	一八トン	五・〇トン	三・五トン		

三	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	三四トン	一八トン	五〇、一八六トン	一〇、八八六トン	一三、三七一トン	九三、〇七七トン	六、六五一、二九〇トン	一、三九六、五八六トン	七八六、八四六トン	六二七トン	一七二、一五六トン	一三、二八九トン	二一、四〇七トン	一、二九六トン	六二一トン	二九、三三五トン
---	----	----	----	----	----	----	------	----	----	----	----	----	---	---	---	------	------	----------	----------	----------	----------	-------------	-------------	-----------	-------	-----------	----------	----------	---------	-------	----------

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二三
七一八トン	七・八トン	二〇、〇三八トン	七、七五八トン	〇トン	三三トン	八、三一八トン	七五九トン